明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○無線従事者規則の一部を改正する省令（総務四八）　一
〔告示〕
○認定学校等の卒業者が無線従事者国家試験を受ける場合における試験の免除について定める件の一部を改正する件（総務一八五）　二
○電気通信術の試験の方法を定める件の一部を改正する件（同一八六）
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産九八二～九八五）　三
〔公告〕
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第四十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十七条及び第四十九条の規定に基づき、無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十七日

総務大臣　片山　善博

無線従事者規則の一部を改正する省令

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十号中ロを削り、ハをロとし、同項第二十一号中ロを削り、ハをロとする。

第六条第二項の表中

第一級総合無線通信士	
	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第三級海上無線通信士 航空無線通信士 第一級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士
第二級総合無線通信士	
	第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 航空無線通信士 第一級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士
第三級総合無線通信士	
	第三級総合無線通信士 第一級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士

を

第一級総合無線通信士	
	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第三級海上無線通信士 航空無線通信士
第二級総合無線通信士	
	第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 航空無線通信士
第三級総合無線通信士	
	第三級総合無線通信士 航空無線通信士

に改め、同表第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の項を削る。

第八十七条第二項第五号中「、国内電信級陸上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士」を「又は国内電信級陸上特殊無線技士」に改める。